

令和6年度 ひたちなか市立佐野中学校の部活動に係る活動方針

1 部活動の基本的な考え

- 部活動は学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を経験するための有意義な活動であるとともに、体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動であることから、学校の教育目標に基づき計画的に実施する。
- 全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、顧問の指導にかかる業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な部活動の運営を図る。

2 部活動の目的

学校教育目標の達成を目指して、日々の集団での活動を通して、スポーツや芸術の楽しさを味わい、知識や技能の習得、体力の向上を図るとともに、個性を伸長した豊かな人間性と社会性を養う場とする。

3 部活動の在り方

「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（H30.3 スポーツ庁）」並びに、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（H30.12 文化庁）」、「茨城県部活動の運営方針改訂版（R4.12 茨城県教育委員会）」、「ひたちなか市部活動の運営方針（R5.3 ひたちなか市教育委員会）」に則り、成長の著しい中学生期に適切な活動を計画するとともに、体罰や暴言、ハラスメント等の根絶を徹底し、安全で安心な指導の徹底と活動環境を整える。

4 指導と体制

部活動の運営は、生徒の意見を反映させることが重要である。従って、練習計画や練習内容を含め「安全で楽しく活動するためのルールを生徒たちに考えさせ、主体的に活動する態度を育てる」という視点に立った指導体制を推進する。

（1）校内組織体制

部活動の運営を協議する校内組織体制として、「顧問会」を設置する。

（2）活動計画及び活動実績の作成

「茨城県部活動の運営方針改訂版（R4.12 茨城県教育委員会）」に則り、顧問は、年間計画及び毎月の活動計画、及び活動実績を作成し、ホームページで公表する。

計画表を生徒・保護者に知らせることで、活動内容の把握、安心・安全な活動の徹底を図る。

（3）活動及び日数

活動時間及び休養日については、成長期にある生徒が、バランスのとれた生活が送れるように、学期中は週当たり2日以上休養日を設ける。

- ① 平日は、月・木曜日を部活動休養日とする。ただし、学校行事等で変更となることがある。
- ② 休日は、1日以上を休養日とし、週末に大会等により連続で活動した場合は、休養日を他の休日に振り替える。
- ③ 1日の活動時間は、平日は120分を上限、休業日（長期休業日も同様）は3時間を上限とし、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。また、週の活動時間は11時間を上限とする。
※準備、片付け、移動時間は活動時間に含まない。
- ④ 学校閉庁日 [8月13日（火）～16日（金）、11月13日（水）、12月27日（金）] 及び年末年始 [12月28日（土）から翌年の1月3日（金）] は、活動しない。
- ⑤ 平日の朝の活動は、原則として行わない。
- ⑥ 夏季休業中の活動日数は20日以内とする。
※長期休業中の活動時間は、休業中に準じて、3時間を上限とする。加えて、8月25日（日）～31日（土）の7日間は部活動を実施しないオフシーズンとする。
- ⑦ 基本的に定期テスト2日前は、活動停止期間とする。ただし、体育館の割当の関係や大会参加により、日曜日に部活動を実施する必要する場合は、土曜日を休養日とする。

(4) 指導及び引率体制

- ① 活動場所の整備に努め、部活動で使用する用具・器具の安全な管理・点検に努める。
- ② 1年間の大会への出場の見直しを行い、総合体育大会・新人体育大会を含め、参加する大会については、1か月当たり1大会程度とする。
※活動時間の上限を遵守し、適切に休養日を確保することを考慮した上で設定する。
- ③ 対外試合等による校外への移動については、公共交通機関（電車、タクシーを含む）を利用するか保護者送迎とし、集合及び解散場所は学校を原則とし、教員の引率を厳守する。

5 文化部の活動

- 文化部の活動は運動部活動に準じた取り扱いとする。

6 本年度の部活動

(1) 本年度常設する部活動

運動部 : 陸上競技部 軟式野球部 サッカー部 男子バスケットボール部
 女子バスケットボール部 男子バレーボール部 女子バレーボール部
 男子ソフトテニス部 女子ソフトテニス部 男子卓球部 女子卓球部
 水泳部 ソフトボール部 剣道部 柔道部

文化部 : 吹奏楽部 合唱部 美術部 工芸部 パソコン部

(2) 特設部として大会のみに参加する部活動（昨年度出場実績から）

体操部 レスリング部 スケート部など

(3) 活動時間及び完全下校時刻

部活動開始時間は、15時40分とする。この時間までに活動場所に集合、練習を開始する。完全下校時刻10分前（17時40分）には活動を終了し、職員全員で下校指導にあたる。完全下

校時刻は下記の通りとする。ただしその期間であっても、天候やその他の状況によって下校時刻が早まる場合がある。

4月～9月、3月	⇒	17:55
10月、2月	⇒	17:15
11月、1月	⇒	17:00
12月	⇒	16:45

7 部活動に関する連絡

顧問が文書を作成し、生徒及び保護者等に配付する。緊急時または軽微な内容の場合は、学校 H&S を活用し、顧問の判断で配信する。

8 部活動の服装

運動部の場合は、原則として体育授業時の服装で活動する。ただし、部の特性を考慮し、必要な服装やその他のものは、部内で指導されたものを着用する。

9 部活動中の事故防止

- (1) 熱中症事故防止のために、スポーツドリンク等によるこまめな水分・塩分の補給等、生徒の健康管理を優先した指導に努める。また、気象庁の「高温注意情報」及び環境省の「熱中症予防情報サイト（暑さ指数 WBGT）」または両省の「熱中症警戒アラート」等にも十分留意し、活動の中止や延期の対応を検討する。特に暑さ指数が 31℃ 以上の場合は、屋外の活動を行わない。また、暑さ指数簡易測定器を用い、適宜確認しながら活動の目安とする。
- (2) 突然死事故防止のために、全職員が対応できるよう、AED 講習や心肺蘇生法などの研修を毎年実施する。
- (3) 生徒のみでの活動はさせないようにする。